

○15番（蔵野恵美子君）

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。今回の質問は、大きな項目で3点でございます。

1項目めは、市内小・中学校で感染が拡大する中、なぜハイブリッド授業の導入に踏み切らないのかについて、2項目めは、市民に向けた、防災・災害情報提供の向上について、3項目めは、みなし陽性の混乱から考える、単独の保健所を持たない本市の在り方についてでございます。

まず、大きく1項目めとしまして、市内小・中学校で感染が拡大する中、なぜハイブリッド授業の導入に踏み切らないのかについて、伺います。他の議員の質問と重複する部分もありますが、よろしくお願いいたします。

全国の新型コロナ新規感染者が今年2月3日に初めて10万人を超えたとの発表があり、その後も感染の勢いが止まりません。東京都内では、連日1万人を超える新規感染者数が出ています。新型コロナウイルス感染第6波の特徴として、子どもの感染者数が多いことが言われています。特に、今年1月中旬以降から今日までの、武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部から市議会議員宛てにメール送信される新型コロナウイルス感染症の検査陽性反応者等に関わる公表一覧からも、学校施設、認可保育施設、学童クラブにおける新規感染者数が多くを占めていることから明らかであると考えます。そこで、まず、以下伺います。

1、子どもの感染が多い理由をどう考えているか。

2、学校、保育園、学童クラブ等、子ども施設において、第6波よりコロナ感染防止対策について改善、追加されたものにどのような対応があるか、伺います。

次に、学級閉鎖、学年閉鎖、休校の判断基準と出欠の扱いについて伺います。子ども施設における感染者数増加に伴い、登園や登校に不安を感じながら日々の選択をしている保護者の気持ちは大いに理解できるものであります。特に、義務教育である小・中学校においては、学習の遅れや出席日数への影響の心配から、保護者、児童とも心配を抱えながら登校の判断をしている状況であると聞いています。本市では、今日現在、休校に至った学校はないが、学級閉鎖、学年閉鎖は生じており、その際にオンライン授業を実施していると伺っています。また、学級閉鎖、学年閉鎖ではないが、クラスによっては、登

校が不安である児童や、濃厚接触者に当たるため自宅待機している児童に向けてオンライン授業を実施しているクラスもあると伺っています。各校長判断による臨機応変な対応により頑張っているところと理解していますが、保護者側からは、各学校、クラスごとの一律でない授業への不安と出欠日数の扱いについて疑問の声も出ていますと伺います。そこで、以下伺います。

3、学級閉鎖、学年閉鎖、休校、それぞれが実施される基準について伺います。

4、学級閉鎖、学年閉鎖、休校時のそれぞれの出欠の扱いについて伺います。

5、学級閉鎖、学年閉鎖、休校ではないが、登校が不安であえて欠席する場合の出欠の扱いについて伺います。

6、オンライン授業を受けているにもかかわらず、出席扱いにできない理由について伺います。

続いて、各自治体のオンライン授業の実施状況とハイブリッド型授業への認識について伺います。本市では、令和3年度から市内小・中学校全ての児童にタブレット端末を配付し、間もなく1年となります。せっかく端末を配付したのだから、現在のような非常事態になぜ遠隔授業を積極的に行わないのかという御意見がありました。都内では、教育委員会の判断により、一斉にハイブリッド授業を行い、各家庭の判断で、対面、オンライン授業を選択できる体制とし、出席扱いとした自治体もあると伺っています。都内全体として見れば、自治体間においても出欠扱いに違いが生じている状況であると言えます。感染力が強いオミクロン感染者が激増している中、児童や先生方の安全を考慮し、当面はハイブリッド型授業の開催と、一律に出席扱いを要望する意見も出ており、以下伺います。

7、端末が配付されて1年間、どのような活用をし、オンライン授業を含めた利用の可能性についてどのような研究をしてきたか、話し合いがなされた会議とそのメンバーについて伺います。

8、都内公立小・中学校のオンライン授業開催状況と出席扱い状況について伺います。

9、本市がハイブリッド型授業を含めた教育委員会による一律対応に踏み切らない理由について、見解を伺います。

次に、大きく2項目めとしまして、市民に向けた、防災・災害情報提供の向上について、伺います。昨年10月と12月に防災課からの地震情報の誤送信があり、市の防災・災害情報提供は大丈夫かとの御意見がありました。信頼回復を願い、以下伺います。

まず、2021年10月7日の千葉県北西部地震において、実際は震度3のところを震度5弱と発信さ

れた件についてです。2021年10月7日午後10時41分頃、千葉県北西部を震源とするマグニチュード5.9の地震があり、東京都足立区で震度5強、23区の一部と多摩地域の一部、町田市本町田で震度5弱の強い揺れが観測されました。東京23区で震度5強の揺れを観測したのは、10年前に発生した東日本大震災以来と言われ、緊張が走りました。本市の防災行政無線では、震度5弱のアナウンスが流れ、22時45分には武蔵野市公式ツイッターにより、武蔵野市内、震度5弱との発信がありました。その後、さきの震度5弱のお知らせについて、システムの仕様で多摩地域内において震度5弱を観測したことによるものです、武蔵野市内では震度3でしたという内容訂正の発信がなされました。そこで、以下伺います。

1、市内震度誤発信の原因はシステムの仕様とされ、多摩地域内で震度5弱を観測したため、実際は震度3であった本市の防災行政無線に震度5弱のアナウンスが流れ、ツイッターにも震度5弱という発信が自動的になされたとのことでありますが、多摩地域内の震度測定と本市の防災行政無線やツイッターとの連動の仕組みはどのようになっているのでしょうか。改めて詳細を伺います。

2、今後も同じようなことは起こり得るのでしょうか。もしくは、多摩地域の震度測定にかかわらず、本市の実際の震度を市民にお伝えできる体制に改善はなされているのか、伺います。

次に、2021年12月13日の地震情報メール誤送信の件についてです。2021年12月13日午前11時35分頃、防災・安全メール等を通して地震情報が誤配信されたと、防災安全部長より市議会議員宛てに情報提供がありました。そこには、市内に地震の事実はなかったが、計測震度計の保守作業時に防災・安全メールへの連携を切らずに作業を実施してしまったことが原因とありました。さらに、その後の対応について、午前11時46分頃、本日11時35分頃送信した地震情報については、計測震度計の保守点検に伴うテストメールになりますので、地震の事実はございません、御心配をおかけしてしまい申し訳ございませんとの内容が、防災・安全メール、ツイッター、市ホームページ、LINE連携により配信されたとありました。私は当時、武蔵野市からのLINE配信により当防災・安全メールを確認しましたが、その際、違和感があったことを覚えていますが、その違和感の原因が後日配付された誤送信に関する情報提供により明確になったのであります。テストメールをするならば、通常、事前にテストメールをする旨の通知がある、もしくは最初に送信された地震情報のメールの冒頭に、これはテストメールですとの記載があると考えられますが、そういった送信を受けた記憶はなかったためであったこ

とに気がつきました。市民の間でも一部混乱があったことを後に知り、改めて詳細について確認させていただきたく、以下伺います。

3、情報提供には、誤った手順に至った詳細については保守業者により調査し、詳細が判明次第、再発防止策を検討、実施するとありましたが、その後、調査の結果と再発防止策はどのように検討されたのか、伺います。

4、実際は誤送信であったと思われるところをテストメールとしてお知らせした理由を伺います。誤送信とは、意図しないことが原因で起こること、テストメールとは、意図的に行う行為という認識が一般的であると思われ、意味が異なる言葉であります。そのことで違和感を持たれた方がいたと考えます。ちょっとしたことと思われるかもしれませんが、今後もこういった形でテストメールが送られると市民が認識してしまうことにより、今後、重要な災害等の発信をした際に、またテストメールかなと思われてしまうという危険性も考えられると思いますが、併せて見解を伺います。

以上2件の事態を踏まえ、市民に向けた防災・災害情報提供について伺います。本市の防災・災害情報の市民への情報提供体制について、いま一度確認をさせていただきたいと思えます。平成27年修正の武蔵野市地域防災計画の第3部第2章に、情報の収集・伝達についてとあり、305ページには、市民への情報提供手段の項目に、防災無線、メール、ホームページ、FM等の放送、SNS、広報車などによるアナログという手段が掲載されています。そこで、以下伺います。

5、情報配信の基準について伺います。地震や大雨、台風、大雪などの発生前、発生後の情報発信がなされるかと考えますが、発信をする際の発信基準について記載がありません。実際、運営上どういった場合にどの手段で発信する等の判断は何を基準にしているのか、伺います。

6、市の公式ホームページのトップページへの公式情報反映について伺います。2021年10月7日の地震の際、本市では、地震発生22時41分直後の22時45分に市の公式ツイッターにて震度5弱との発信があり、その後、震度訂正の発信がありましたが、私はその際、震度3にしては揺れが大きく感じたので、むしろ震度5の情報のほうが正しいのではないかと思っただけでした。同様に感じた市民もいらして、正しい情報や市内の被害情報を知るには何を見たらよいのかという問合せもありました。間違った震度情報であったとはいえ、早急な発信があったことは評価しますが、SNSは登録している方にしか届かない情報である、ネットであれば大方の市民は情報の入手に市のホームページにアクセス

するのではないかと、まずは市の公式ホームページのトップページに公式情報を反映させるべきとの御意見もあり、ごもっともと思いました。見解を伺います。

7、改定される地域防災計画への記載について伺います。現在、武蔵野市地域防災計画の改定作業中のことではありますが、上記の教訓を踏まえた市民への情報発信の在り方について、ある程度の基準や手法の見直しについて記載すべきと考えますが、何か検討しているのか、伺います。

次に、大きく3項目めとしまして、みなし陽性の混乱から考える、単独の保健所を持たない本市の在り方について、伺います。

新規感染者激増により、PCR検査キットの不足や、検査結果までに時間を要する事態になっているという報道がありました。そういった状況から、みなし陽性という新たな基準が設けられましたが、それによる医療現場での混乱も生じているという課題も報じられていました。状況の変化とともに、現場では意外な落とし穴が生じ、認識漏れ等の危険も生じかねないと感じました。そこで、以下伺います。

1、本市におけるPCR検査状況について伺います。現在、検査キットの不足という事態が起きているのでしょうか。また、検査結果が出るまでの時間はどれくらいであるのか、新規感染者がピークであった当時はどうであったか、伺います。

2、PCR検査結果待ちの方への自宅療養者支援の拡大について伺います。都内新規感染者数がピークであった時期に、実際に感染した方からの話では、検査結果が出るまでに丸2日かかったが、その間の症状が一番きつい時期であり、不安も大きかったと伺いました。しかしながら、本市の自宅療養者支援は、みなし陽性と診断された場合、受けることが可能ですが、みなし陽性に該当しない通常の検査結果待ちの間は支援の対象外と伺っています。症状があり、検査を受け、結果待ちの状態であれば、みなし陽性に該当しなくても自宅療養者支援を受けられる体制とすべきと考えますが、見解を伺います。

3、みなし陽性という新しい概念が生んだ混乱から感じたことについて伺います。みなし陽性の定義は、感染者の同居家族で症状がある場合は抗原検査やPCR検査を受けないで医師の診断によって陽性と判定するというものです。つまり、検査をしなくても、症状により陽性と判断されるというだけではなく、同居家族が陽性者と判明していることが、みなし陽性の必須の事項なのであります。そのため、都内のクリニックにて実際に起こったケースですが、症状が出ている家族の検査結果待ちの状態、その直後、重症化リスクの高い別の家族にかなり重い症状が出、HER-SYS、感染者管理システムに

みなし陽性で登録したところ、家族の検査結果が出ていなかったため、保健所がみなし陽性と認めず、対象から除外されてしまっていたとの報道がありました。その結果、すぐに酸素投与が必要な方に至急の処置がなされないようなケースも起きかねないという医療従事者からの指摘が報道されていました。このように、PCR検査結果に時間を要するような状態と、みなし陽性という新しい方針が既存のシステムに導入されたということが重なり生じた落とし穴と考えます。まずはこのような不具合は改善されたのかどうか、速やかに東京都多摩府中保健所に確認いただきたいが、いかがでしょうか。また、確認された場合、その結果について伺います。単独の保健所を持たない本市においては、特にこのような情報には注意を払い、医療現場の新たな混乱が保健所に届きにくい状況を克服する姿勢が一層求められると考えます。また、状況に応じた柔軟な対応を医療機関や保健所に求めていくことを併せて要望したいと思いますが、見解を伺います。

以上で壇上での質問とさせていただきます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○市長（松下玲子君）

蔵野恵美子議員の一般質問に順にお答えをいたします。

まず、1項目めの1についてです。子どもに限らず、感染が多い理由は、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においても指摘されているとおり、オミクロン株の感染力の強さが大きな要因と考えられます。

2についてです。保育園では、国のガイドラインや通知等に基づき、換気や手洗い、昼食時の黙食といった、これまでの基本的な感染症対策を継続した上で、児童の発達状況に合わせながら可能な範囲でマスクの着用を行っているほか、保護者に対しても家庭における注意点等を周知しています。また、学童クラブにおいても、マスクの着用をはじめとした基本的な対策を徹底しているところであります。

続いて、2項目めの1についてです。本市防災情報の発信は、防災行政無線のデジタル化に伴い、総務省消防庁が運用するJアラートシステムにより瞬時に伝達される気象警報、地震情報等に連動して、防災行政無線の放送、安全・安心メール、ツイッター及びLINE等への情報発信が人を介さずに行うことが可能となりました。10月7日については、気象庁から発表さ

れた震度速報が総務省消防庁のJアラートシステムを經由し、多摩東部震度5弱の速報情報として自動放送されました。また、メール、ツイッター、LINEについても同様に発信されました。気象庁の発表する地震速報については、島嶼を除き、都内を3分割に区切って情報が伝えられます。武蔵野市を含む多摩東部エリアは、多摩24市1町の広いエリアで構成されています。当日は同じエリアの町田市において震度5弱を観測したため、この震度情報が放送されました。

2についてです。今後は、市庁舎にある計測震度計の計測値を発信する方法に変更いたしました。今後、このようなことは起こらないようにしたいと思います。

続いて、3についてです。今回の送信については、デジタル化後初めての保守業者による計測震度計の点検を行った際に発生しました。原因は、防災・安全メールへの連携を切らずに作業を行ったという単純なミスでありました。再発防止策として、市と保守業者が合同でマニュアルやチェックシートの見直しを行い、作業時には防災・安全メールの切断、復旧作業に市職員が立会いを行うことといたしました。

4についてです。今回は保守業者がテストとして震度計に情報を送ったことが原因となっており、地震の事実がないことを市民に伝えることを急いだため、また、その時点で原因が確定できなかったことから、テストメールとして保守業者がお知らせをしてしまいました。今後の情報発信については、誤解や違和感等が生じないように、正確で分かりやすい情報伝達に努めてまいります。

5についてです。地震情報については、被害の発生が予想される震度5弱以上の揺れが市内で観測されたときに、防災行政無線やSNS、むさしのFM等を通じて、市民への情報伝達を行います。気象警報も同様に、気象庁から大雨警報や大雪警報等の気象警報が本市を対象に発表されたときに、防災行政無線やSNS、むさしのFM等を通じて、市民への情報伝達を行います。

6についてです。市のホームページは、ツイッターで配信した情報のうち、指定した防災情報が市ホームページのトップページに掲出される仕組みとなっています。ただし、掲載3時間経過後、トップページへの掲出が終了する仕組みとなっていることなど、継続的な周知として

の課題があります。市ホームページの即時更新は、セキュリティ確保のため職員が庁内で作業する必要があり、休日や夜間の情報発信については職員が市役所に登庁後に対応する必要があります。

7についてです。地震情報や気象警報に関する情報発信については、地域防災計画において定めているとおり、災害が発生し、または発生するおそれがあるときに広報活動を実施しています。地域防災計画の見直しにおいて、その基準の明確な記載等を多角的に検討してまいります。

3項目めの1についてです。今年の1月末に保健所が行う関係機関連絡会の中で、各市の医師会長の発言では、感染者の拡大の影響で、検査キットの不足というよりは、発熱外来や行政検査、ワクチン接種等の対応で手いっぱいとなり、無症状の方の検査を断らざるを得ない状況になったとは聞いています。ただし、1月下旬から2月上旬は検査キットが入手しにくい状況にはなっているとも聞いています。その間、本市では、国から教育委員会に配布された期限切れ直前の検査キットを医師会や休日診療を行う医療機関等に配布し、期限切れ前に御活用いただくなど、検査キットを無駄にせず、必要なところで活用していただくなどの対応も行いました。また、東京都が濃厚接触者への抗原定性検査キットの配布事業を始めたこともあり、2月中旬は多少落ち着いてきたという声もいただいています。次に検査結果が出るまでの時間に関しましては、国や東京都が無料検査化事業を行っている影響もあるかとは思いますが、検査数が増えたため、PCR検査の場合、結果が出るまでに現在でも2日程度は要していると聞いております。

続いて、2についてです。みなし陽性は、新型コロナウイルス感染症の症状が濃厚接触者に発生した場合に、検査結果を待たずに医療の側で陽性疑似症として認定する制度と聞いています。現在、医療側でHER-SYS入力後、翌日には東京都から自宅療養者及び入院・宿泊調整中等の方の個人情報の提供が行われるようになり、武蔵野市自宅療養者支援センターから自宅療養者等に直接架電し、支援が行える環境が整っています。それ以外にも、医師からみなし陽性の判定を受けた時点で、市内医院であれば判定時に支援の案内をしていただいたり、御本人がホームページを見るなどして判定を受けた方自らが連絡をいただくことで、東京都から個



人情報の通知を受ける以前に支援を開始したケースもあります。御本人からの症状があり、検査を受け、結果待ちという状態では、感染症に罹患した方を対象にした新型コロナウイルス感染症の自宅療養者として支援をすることは適当ではないのかなと考えております。市では、症状がきつく、体調悪化が懸念されている場合は、ちゅうちょなく、かかりつけ医や 119 番などに連絡されるよう御案内をしております。

3 についてです。多摩府中保健所に確認をしましたところ、本来であれば同居家族の陽性者が確定してからみなし陽性者の登録をすべきではありますが、御指摘があったケースも課題として認識をしているとの回答でした。みなし陽性の基準については、自治体によって基準が違うという課題も指摘されており、全国知事会から改善の要請が国に対してなされていることから、今後、国の動向を注視してまいります。

他の質問については教育長からお答えをいたします。

○教育長（竹内道則君）

私からは大きい御質問の 1 番目に順次お答えいたします。

学校における感染状況の御質問ですので、初めに今の状況についてお話ししておきます。18 校で覚知した陽性者数の推移を見てまいりました。1 月 24 日からの週で週ごとに調べてみましたが、一番多かった週が 1 月 31 日からの 1 週間で、この週が 170 名でピークであったと思っております。ただ、現在、直近の週、先週の陽性者数は 116 名ですので、第 6 波が過ぎたというようには捉えられないと思います。引き続き感染対策に留意して教育活動を行う必要があると思っております。学級閉鎖あるいは学年閉鎖のピークは、一番多かったところは 2 月 8 日です。学級閉鎖 15 学級、学年閉鎖 1 学年でした。このときは、小学校で 10 校、それから、中学校で 1 校でした。いずれも各学校 1 つないし 2 つの学級の閉鎖があったところで、広い範囲で 1 学級ないし 2 学級の学級閉鎖があったということでございます。感染予防のために欠席をされた方については、2 月 1 日の段階では全 18 校で 348 名、児童生徒数比でいうと 4.3% でしたが、昨日、2 月末の段階では 96 名、全児童生徒数の比でいうと 1.2%、3 分の 1 以下に減っている状況でございます。

その上で、1番目の第6波における学校の感染予防対策の御質問からお答えいたします。まん延防止等重点措置の期間でございますが、これまでとは違い、学習活動については、音楽における合唱や管楽器を用いる活動、家庭科における調理実習、体育における身体接触を伴う活動等、特に感染リスクが高い活動については基本的に控えるようにしております。また、部活動については、原則として中止をする対応を取っています。

次に、学級閉鎖、学年閉鎖、休校を実施する基準についての御質問です。市では、文部科学省から示されたガイドラインを参考にして、学級閉鎖の基準を定めて、公表しています。学級閉鎖については、同一学級において関連する複数の感染者がいる場合、未診断の風邪等の症状のある者が複数いる場合、関連する濃厚接触者が複数いた場合のいずれかに該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高いと認められる場合に行うこととしています。学年閉鎖については、複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高いと認められる場合に行うこととしています。そして、学校全体の臨時休業については、複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高いと認められる場合に行うこととしています。

次に、4から6の質問について順にお答えします。学級閉鎖は出席停止となるため、出席すべき日数から除外されます。学年閉鎖と休校時は学年や学校全体の授業が実施されないため、授業日数自体を減らすことになり、出欠の取扱いはありません。学級閉鎖、学年閉鎖、休校ではないけれども登校が不安であえて欠席する場合の出欠の扱いについては、他の議員にもお答えしたとおり、ほかの児童生徒からの感染を予防するため保護者が児童生徒を休ませる場合は、文部科学省の通知によって、校長が出席しなくてもよいと認めた日として、欠席扱いにはしておりません。オンライン授業を受けているにもかかわらず出席扱いできない理由については、文部科学省の通知に基づき、校長が出席しなくてもよいと認めた日としていますので、出席扱いにはできません。

次に、学習者用コンピューターの活用の研究についての御質問ですが、これまで武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会にて検討を重ねております。メンバーは、学識経験者と市内小・中学校の教員でございます。学習者用コンピューターの適切かつ効果的な使い方や授業

実践について、デジタル・シチズンシップ教育についてなどを協議しております。

次に、都内公立小・中学校のオンライン授業の開催状況等についての御質問ですが、近隣市のオンライン授業の開催状況につきましては、全校一律にオンライン授業としているのは西東京市だけであると認識しております。ただ、西東京市は、子どもたちの健康と安全を守るために2月14日から対面授業に戻したと聞いております。出欠の扱いについては、お調べした中では、オンライン授業を都内の区市教育委員会として出席扱いとしているところは2自治体だけであり、他では確認できませんでした。

次に、ハイブリッド型授業を含めた教育委員会による一律対応としないでいる理由についての御質問ですが、学校の教育活動が由来の感染は少ないことと、文部科学省も学びを止めないと言っていることなどから、本市では、感染リスクの高い教育活動を控えながら、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を実践する上で、できる限り対面での授業を継続していくことを基本としていることを学校に周知しております。また、学校ごとに感染状況も異なり、多くの学校において、連続的な感染という状況ではございませんので、一律の対応は行っていないところでございます。以上です。

○15番（蔵野恵美子君）

それでは、ハイブリッド授業から再質問させていただきます。昨日、ひがし議員も同じハイブリッド授業について質問されていて、その際、出欠の扱いについて再質問されていて、その答弁でよく分からない部分がありましたので、再度質問させていただきたいと思います。感染不安を理由に休んだ場合の出欠の扱いについて、文科省の通達やQ&Aに基づいて武蔵野市では出席停止扱いにしているという答弁だったのです。その上で、では、なぜ出席としている自治体があるのかという、ひがし議員の問いに対する答弁がちょっと曖昧だったかなと思うのです。文科省の通達にかかわらず、出席にしている自治体があるということは、その通達が絶対ではないということになるのかなと思ったのですけれど、そうすると、その上で本市が出席停止としているお考えや理由をもう少し明確にいただかないと、ここが明確にならない限り保護者の方の疑問は解消されないと思うので、そこはもう少し、文科省の通達が言っている

からとか、出席扱いしているのは都内だと2自治体だけだとかそういう答弁ではなくて。している学校もあるのに、うちはそうしていないわけです。考えがあるからそうしていると思うのです。なので、そこはもっと明確に答弁いただきたいと思います。

それから、これも出席に関するものなのですが、昨年10月22日に文科省の通知で、感染症への不安でオンライン授業を自宅で受けるなどした際の授業の出欠を出席停止から名称を変えることができるという通達が出ているのです。その名称変更に関するお考えについても伺いたいと思います。主に、中学受験だとか高校受験を控えている御家庭では、欠席にはならなくても出席停止の日付があまりにも多くなるということは受験に影響が出るのではないかという懸念の声も多く出て、このような通達が出たというふうに報道がありました。併せて、出席扱いとしている自治体がある中で、自治体間で出席日数に差が出てしまうのは受験においてフェアではないという意見もあります。また、受験に関係がなくても、児童の中には、出席停止とされることが気になって、不安の中、出席しているという話も聞きます。そうしたことから文科省が通達を出したということなのですが、この名称変更に関して、本市の教育委員会のお考えはどうなのかというのを聞かせていただきたいと思います。

それからもう1点、先ほど小・中学校における感染状況の傾向というか、全体的な第6波の傾向をお話しいただきましたけれども、そこで大枠は分かりました。私もずっとメールで来ている陽性反応者等の公表一覧を見てきているけれども、やはり第6波になって明らかに、保育園、学校施設、小・中学校の新規感染者数が増えているわけです。その数字に一喜一憂しているわけですが、ただ、冷静に考えると、小・中学校でいうと、市内には小学校12校、中学校6校、合計18校ありますから、新規感染者数の件数が1か所でクラスター的に起こっているというわけではないのだろうなというのは思いながら、その上で、市のホームページに日々掲載されています、市立学校における新型コロナウイルス感染症検査陽性反応者の判明についてというのがあります。これだともう少し内訳が詳しく出ていまして、幾つかの小・中学校で発生していて、一つの学校で新規陽性者が何名出て、学級閉鎖、学年閉鎖となっているかという情報まで出ている一覧があるのです。そういったものとか、先ほどお話しいただいた学級閉鎖、学年閉鎖の基準。要するに、複数名出たら学級閉鎖、学年閉鎖とおっしゃってしまし

たけど、これは聞いたところによると、クラスで2名以上出た場合は学級閉鎖、学年で2学級以上出ると学年閉鎖になるという、その認識でいいかと思うのですが、そういった情報をいろいろ考えると、学校名が出ていないから地域の傾向とかは分からないけれど、こういった発生の仕方をしているのかなというのは何となく分かるのだけれども、例えば、2月4日は13の小・中学校で27名の陽性判明者です。これは全国的にピークであった2月3日と連動しているのかなと思いながら読んだりとか、つい昨日の件数も結構多いです。17校の小・中学校で54名の陽性者とあって、17校で出ているという。だから、ほぼ全ての小・中学校で出たということです。18校ある中で17校出たと。一つの小学校にはこう出ているのです。例えば、ナンバー10の小学校で陽性者が15名出ています。それで、3学級が学級閉鎖になっているとかとあって、分かるのだけれども、やはり限られた情報でおおよその推測をするしかないので、市民の不安を払拭するまでにはなっていないという感想なのですけれども、そこら辺は個人情報に触らない範囲で、どういったことが起こっているのかというのはもう少し教えていただけないかなと思います。以上3点です。

○教育長（竹内道則君）

3点再質問をいただきました。

まず、出席の扱いとしている自治体は、先ほど都内で2団体というふうに御案内しました。昨日も御答弁申し上げましたけれども、私どもとしては、文科省の通知、そしてそれを補足するQ&Aを見ると、例えば、Q&Aの中では、感染不安を理由に学校を欠席する児童生徒について、たとえICT等を活用した学習を行った場合であっても直ちに出席扱いとすることは適切ではありませんと書いてありますので、出席扱いできないというふうに判断しています。出席扱いとしている自治体2団体にも担当のほうで確認したのですが、根拠は分かりませんでした。それぞれの御判断だと思いますが、私どもとしてはそういう解釈で、出席扱いできないというもので認識をしております。

そして、10月22日の通知については、入学者選抜試験において、これは大学の入学試験もそうですが、不利な扱いにならないということの配慮ですので、この通知の中では、出席、欠

席の扱いを今までのものと変えるというものではないということでございます。

それから、各学校ごとの感染状況については、先ほど2月の頭の状況も申し上げましたけれども、実はやはり学校ごとにばらつきがかなりあります。それも時期によってまた変わりますので、様々なお子さんの家庭の状況であるとか、あるいは学校の外での活動の状況なども影響しているようです。そういったことから感染ですので、個々の状況がその時々、あるいは地域によって異なっているというもので、特に一律の、こういう傾向だというのは今の段階では申し上げられないものですが、それを学校ごとに保護者の皆さんにどういうふうにお伝えできるかというのは、緊急メールで武蔵野市の基準についてお知らせをしたり、あるいは学年ごとの学級閉鎖、学年閉鎖があったときの通知の仕方などで工夫しているところですので、これからも改善するべき部分がありましたら検討してまいりたいと考えております。

○15番（蔵野恵美子君）

やはり、文科省が出席扱いにするのは適切でないと書いてあるから適切でないとか、ほかの自治体には根拠がないとか、それは理由になっているようではなっていないと思うのです。要するに、うちの市の教育委員会としての考え方はこうだから出席とするのは適切でないと思うとか、そういうもう少し主体的な説明をしないと、これは不親切というか、説明になっていないのです。やはりお役所的だなというような印象しか持たれないわけです。だから、もう少し保護者の方に、温度感のあるといいますか、気持ちのあると言ったらあれですけど、思いのある理由、うちはこう考えているのだということをもう少し。もちろん文科省の通達も大事ですが、うちはそれに加えてこういうふうを考えているから適切ではないと思うというか、そういったふうにししないと、やはり何をやっているのとなってしまう。不親切というふうになるから、そこはもう少し丁寧な、保護者の気持ちも酌んだ説明をしていただきたいなと思います。そこについて御意見をいただければと思います。

それで、名称変更に関しては、どんな名称にするかということもなかなか難しいことだから、これもまた難しいと思うし、先ほどの答弁だと、受験では関係ないという話だけど、それもやはり心配している保護者に対してもう少し丁寧な説明、分かりやすい説明をしていただく。感染の分布状況についてもそうですけれども、やはりそこは酌んでいただきたいと思います。でないと、絶対ハイブリッドにしなけ

ればというわけでもなく、いろいろな意見があるわけです。その中で、こういう考えがあるから理解していただきたいというような、もう少しメッセージ性のある対応をお願いしたいと思っています。

それで、オンライン授業に関する考え方です。先ほど、端末が配付されて、検討委員会を立ち上げて、いろいろ検討されているということなのだけど、コロナで休校になった際のオンライン授業に関する活用について、やはりもう少し積極的に話し合ってくれていたのかなと私は思ったのですが、その前提の部分で、対面授業での活用だとかリテラシーの部分だとかそういったところをやっているのかなという印象の答弁だったので、コロナというのはもうこれからもずっと続くと思うのです。だから、やはりそこはもう少し積極的に研究なり。私はやはり、家庭によって様々な考え方がある中で、ハイブリッド授業というのはいいことだと思います。学校に行きたい人と、いや、ちょっと怖いから家で勉強したいという人も出てくると思うし。先ほど、対面授業の中で、対話とか主体的学習を重視しているからうちは対面授業を重視しているという、それも市の考え方だと思いますけれども、ただ、オンラインにするから主体的・対話的授業にならないかという、それは違うと思うのです。私たちも、最初、Zoomを導入したときは、いや、Zoomなんかで会議ができるのかなと思ったけれど、意外と、きちんと主体的・対話的な会議ができています。意外とZoomはいいよねということで、Zoomづいていてというか、必要以上にZoomだなというところもあるから、それは対面授業だから主体的・対話的学習だというのは言い切れないと思いますけれど、そこら辺のお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

続いて、防災・災害情報なのですが、12月13日のメールの誤配信の件で、これは間違いが起こり得ると理解していますので、そのための点検テストが行われたり訓練をしたりしているので、一定程度仕方ないし、逆にその点検の段階で気がつくこともあってよかったと思われる部分もあると思いますので、全てが悪いとは思っていません。ただ、大事なことは、その後の検証とか正しい情報を誤解のないように市民に伝えるということが重要であると思われましたので、質問としました。これは以後気をつけていただくということでお願いしたいと思っています。要望です。

発信の基準は、いろいろ検討するということなのだけれど、人によっては、今年1月15日に起こったトンガの大規模噴火に伴う津波が、海岸沿いでない本市なのだけれども、何か影響があるかというようなことを質問してきた市民の方もいらっしゃるりで、どこまで関心があるかというか、そこはちょ

と様々なので、基準というのは難しいと思うのですが、一定程度基準を設けて、本市に関係のあるものはできれば積極的に発信はいただければと思います。三鷹市のホームページのトップページには、防災無線放送内容というコーナーがあります。平常時には、現在表示する内容はありませんと出ていまして、災害時に表示されるような窓がありますから、ぜひそういった窓をつくっていただいて、そうした上でSNSの多様なツールを対応していただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○市長（松下玲子君）

御指摘のあった三鷹市のホームページの防災無線の表示のスペースで、防災無線の表示がないときには、今はありませんというのがどの位置に置いてあって、ないときも常に必ず目立つところにあるのか、ちょっとまだ目にしていないので分かりかねるのですが、今、市としては、先ほどお答えしたように、緊急的なものはホームページにも出ますが、緊急性の高い情報はツイッター連動にしているので、3時間たつとなくなるということなので、緊急のときにだけ出てくるのがいいのか、常にスペースとして置いてあって、緊急があったらそこに出てくるのがいいのかというのは、ちょっと見比べて上で考えたいと思います。

○教育長（竹内道則君）

再度の御質問にお答えいたします。

まず、出欠席の扱いについては、これは学績に関係することですので、それぞれの自治体による自由裁量ではないです。例えば入学試験に日数であるとかそういったことは出しますから、各自治体の判断で自由に取り扱えるという性格のものはないです。ですから、文部科学省の通知、あるいはそういったQ&Aを参考にして決めていくというのは、これは全く自由裁量に属する事柄ではないと思います。

それから、入学試験などで出欠席の日数については不利にならないようにするという通知を御紹介いただきましたけれども、現在、例えば都立高校の入試ではそういった記載欄がありません。学校に聞いてみると、都立高校以外でもそういった記載は特にないというふうに聞いていますので、出欠席の不利な取扱いについては、現在のところ、見られないというふうに認識しています。



それから、3番目のハイブリッド授業ですが、全ての教育活動がそういったオンラインの中では効果がないというわけではないと思います。オンラインの形で実施できるものももちろんありますし、例えば、体育であるとか、オンラインではなかなか難しいものもあると思いますし、体験活動で同じものを体験する、同じものを触るとか、そういったことでなかなか難しいものもあると思います。もう一つは、目の前にいる子どもたちの指導とオンラインで参加している子どもたちへの指導を先生が同時に行っていく。例えば、机の間を回って行って指導するとか、そういった意味でいうと、先生の負担も考えるとかなり難易度が高い授業になってくるのは間違いないと思います。そういった点も考慮して、まずは対面による授業を基本として行っていきたいという方針でございます。

○15番（蔵野恵美子君）

オンライン授業に関しては、これも一つの育む教育だと私は思っていますから、ここは、こういった時期にやらないでいつやるのだろうと思っていますから、もう少し積極的に検討していただきたいと思います。

みなし陽性に関しては、支所をつくるという話が所信表明であったので、ぜひそのときにこういった情報をいろいろ吸い上げるような支所にしていきたいなという思いも込めて質問させていただきました。何かありましたらお願いいたします。

○議長（土屋美恵子君）

答弁はないようです。

くらのえみこ Official Site

<https://www.emikokweb.com/>